

## RGBアドベンチャー事件

最二150411

「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきである。

被上告人は、1回目の来日の直後から、上告人の従業員宅に居住し、上告人のオフィスで作業を行い、上告人から毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、被上告人は、上告人の企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである。

これらの事実は、被上告人が上告人の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたことをうかがわせるものとみるべきである。

159 最判H15/4/11 RGBアドベンチャー事件

## 青い海のまち・みさわ映画事件

東高判050909

最二判081014

### 映画の未編集フィルムの権利帰属



映画製作者が映画の著作物の著作権を取得するためには、著作物と認められるに足りる映画が完成することが必要であるから、いまだ完成されていない映画について製作者が著作権を取得することはなく、未編集の状態であるフィルムについては、著作物と認めるに足りる映画はいまだ存在しない。

撮影収録された映像が、それ自体で創作性、著作物性を備えたものというべき場合、当該フィルムに撮影収録された映像著作物の著作権は、監督としてその撮影にかかわった著作者に帰属する。

163 東京高判H5/9/9 三沢市勢映画製作事件